

山陽学園大学・山陽学園短期大学研究不正防止計画

令和3年9月22日制定

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する内規」に基づき、次のとおり研究不正防止計画を定める。

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
研究者の倫理の向上	研究者の倫理意識並びに法令順守意識の希薄。	研究活動に携わる者には、研究倫理教育、研修会及び啓発活動を行う。
コンプライアンス意識の向上	どのような行為が不正行為にあたるのか知識不足が不十分な為、不正という認識なしに不正行為を行うリスクがある。	ホームページへの掲載や研修会を通じて周知徹底を行う。
研究データの保存・開示に関するルールの徹底	研究者の意識の欠如。	報告書や論文作成に使用した研究データ等の資料を10年間保存し、必要な場合には開示することを研究者へ義務付ける。